

不妊治療のサポートが新たに始まります!

今年4月から、人工授精などの「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精などの「生殖補助医療」が保険適用となりました。保険適用されてもなお大きい自己負担額を軽減するため、新たに保険適用の治療費に対して助成を開始します。令和4年4月1日以降に開始された治療が対象です。「生殖補助医療」と併用して行われる「先進医療」にかかる費用についても助成を開始します。

不妊治療費助成について

	一般不妊治療助成	生殖補助医療助成	先進医療費助成
対象治療	・タイミング療法、人工授精など ・不妊治療に付随して行われる検査	・体外受精、顕微授精 ・不妊治療に付随して行われる検査	先進医療として告示された医療技術（保険適用となる体外受精・顕微授精と併せて実施したもの）
対象者	①中能登町に住所を有し、申請する日までに1年以上居住している夫婦（事実婚含む） ②保険適用されている不妊治療を保険医療機関で受けた者 ③各種医療保険に加入している者	①中能登町に住所を有し、申請する日までに1年以上居住している夫婦（事実婚含む） ②保険適用されている不妊治療を保険医療機関で受けた者 ③各種医療保険に加入している者	申請時にご夫婦（事実婚含む）の両者または一方が中能登町に住所の有する者
助成額	保険適用の治療費から高額医療費など控除後の自己負担額の3分の2	保険適用の治療費から高額医療費など控除後の自己負担額の3分の2	1回の治療につき費用の7割を助成（上限15万）
申請方法	①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（ホームページから取得または、子育て支援室にてお渡しできます） ②夫婦それぞれの住所を確認できる書類（住民票） ③医療機関受診等証明書（医療機関にて記載してもらう必要があります） ④夫婦それぞれの健康保険証の写し	①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（ホームページから取得または、子育て支援室にてお渡しできます） ②夫婦それぞれの住所を確認できる書類（住民票） ③医療機関受診等証明書（医療機関にて記載してもらう必要があります） ④夫婦それぞれの健康保険証の写し	①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（ホームページから取得または、子育て支援室にてお渡しできます） ②夫婦それぞれの住所を確認できる書類（住民票） ③医療機関受診等証明書（医療機関にて記載してもらう必要があります） ④夫婦それぞれの健康保険証の写し
申請期限	原則として治療が終了した日が属する年度内	原則として治療が終了した日が属する年度内	原則として治療が終了した日が属する年度内



「不育症治療費」助成

妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返す状態を不育症といいます。中能登町では、不育症の治療に係る費用についても、1回の妊娠につき30万円まで助成しています。治療が終了した翌日から1年以内に申請してください。



不妊・不育症相談窓口

子育て相談窓口「Kotona」(コトナ)に、新しく不妊・不育症相談「ふたば」が開設されました。不妊・不育症治療費助成の手続き・相談はもちろん、不妊・不育の検査・治療に関連すること、仕事との両立の悩みなど、どんなことでも大丈夫です。費用は無料、プライバシーは守ります。不妊・不育治療の受診や結果など気になることがあればお気軽にお話ください。



不妊・不育症の相談は「ふたば」まで (Kotona内) Kotona



いしかわプレ妊活健診

「プレ妊活健診を受けてみませんか」
将来の妊娠のために健康管理をすることをプレ妊活といいます。

「妊娠できるのかな」「そろそろ子どもが欲しいな」「子どもは必ず欲しいわけではないけれど」など気持ちもご夫婦それぞれだと思えます。将来の妊娠を考え健康管理のためにご夫婦で健診を受け、これからのライフプランを考えてみませんか。

「身体の準備状況を知ろう」

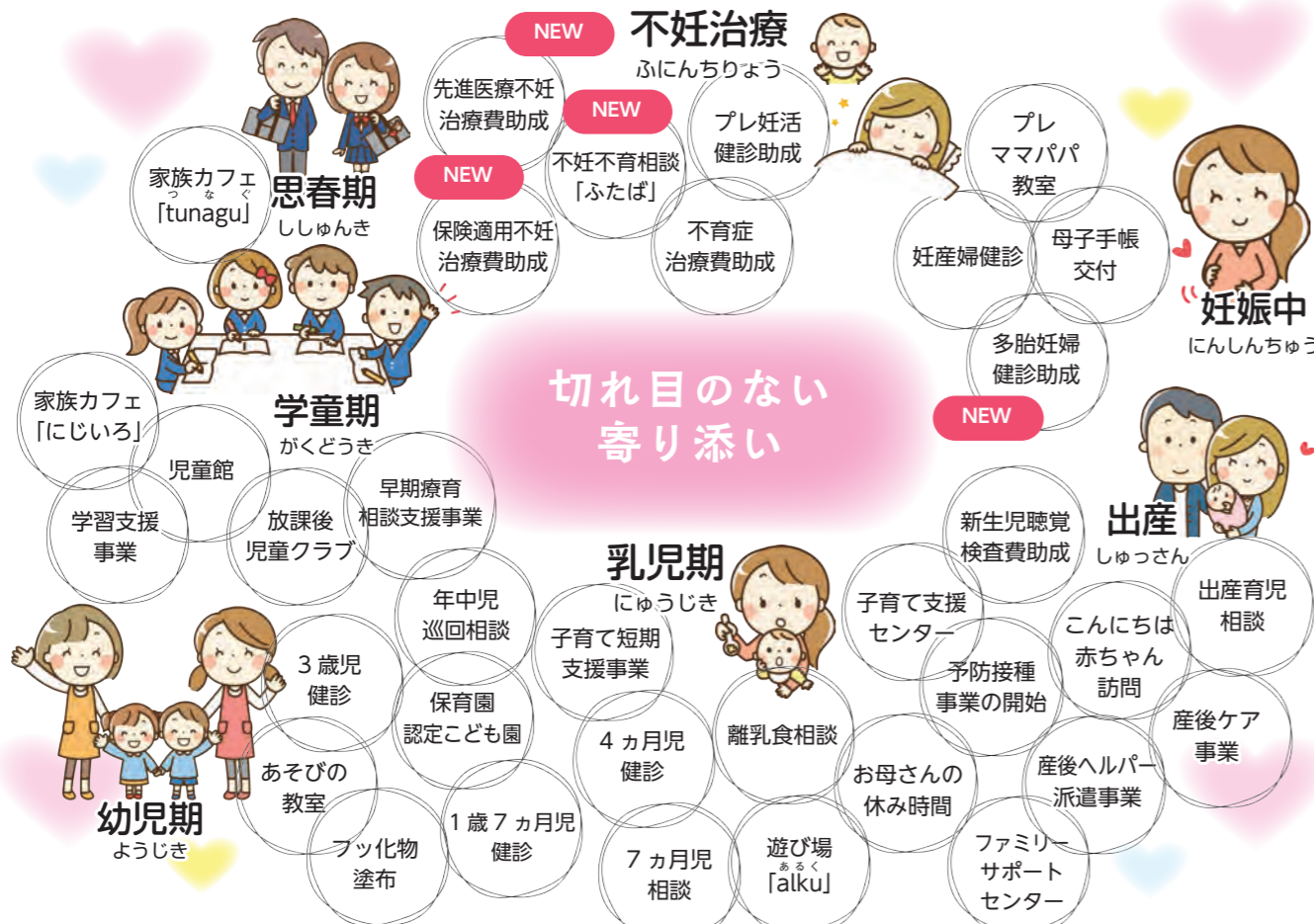
いしかわプレ妊活健診では、3万円相当の健診が無料で受けられます。また、夫婦それぞれの健康状態のチェックと合わせ、無料で専門家のカウンセリングや妊娠に関する健康教育も受けることができます。

「いしかわプレ妊活健診について」

- 対象 夫婦の両方または一方が中能登町に住所を有し、妻の年齢が40歳未満の夫婦
- 費用 無料
- 検査項目 採血、性感感染症、超音波、精液検査など
- 申請方法 窓口で申請または、必要書類を揃えて子育て支援室まで郵送
- 必要書類 申請書（中能登町ホームページよりダウンロード可能）、戸籍謄本、それぞれの住民票
- ※詳細は町・県のホームページをご覧ください



子育て支援室では・・・「妊娠前から出産、そして0歳から18歳までのお子様の成長を、切れ目なく長い目で見守り、保護者と一緒に寄り添っていきたい」と考えています。



圏健康保険課 子育て支援室
(行政サービス庁舎)
〒929-1692
中能登町能登部 91 部 23 番地
☎ 72-3134



ヤングケアラーってご存知ですか

●ヤングケアラーとは
本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
気になることがありましたら、相談窓口までご相談ください。



<相談窓口>

- ★中能登町健康保険課 子育て支援室
☎ 72-3134
平日 8:30 ~ 17:00
- ★児童相談所相談専用ダイヤル ※通話無料
☎ 0120-189-783
24時間受付（年中無休）
- ★24時間子供SOS相談テレホン ※通話無料
☎ 0120-0-78310 24時間受付（年中無休）

厚生労働省
ヤングケアラーページ